

(証券コード3708)

平成21年6月23日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

特種東海ホールディングス株式会社

代表取締役社長 三 澤 清 利

第2回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催いたしました当社第2回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第2期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第2期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金配当の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

期末配当金は、当社普通株式1株につき3円50銭と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

- ① 当社の完全子会社である東海パルプ(株)及び特種製紙(株)を吸収合併することを条件として、平成22年4月1日付けをもって下記変更後の定款第2条（目的）及び第19条（員数）のとおり変更することを決定いたしました。
- ② いわゆる株券の電子化に伴い当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更をいたしました。
- ③ 常任監査役を選定することができるよう下記変更後の定款第33条（常勤の監査役および常任監査役）のとおり変更いたしました。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前 の 定 款	変 更 後 の 定 款
<p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</u></p> <p>① 紙、パルプおよびその副産物の製造、加工ならびに売買</p> <p>② 合板、繊維板、その他各種建材および木材を原料とする諸品の製造、加工ならびに売買</p> <p>③ 化学工業品の製造、加工および売買</p> <p>④ 前各号に関連する設備機械器具類の設計、製作、売買ならびに技術指導</p> <p>⑤ 木材の伐出、加工、売買および植木の生産、売買ならびに造林、製材</p> <p>⑥ 各種原料、製品および環境管理に関する分析ならびに試験、検査および証明</p> <p>⑦ 発電ならびに電力販売</p> <p>⑧ 不動産の売買、貸借、管理、仲介ならびに鑑定</p> <p>⑨ 製紙技術の研究、開発に関連する文献・資料の収集、および紙関連文化財の保存・展示</p> <p>⑩ 土木、建築ならびに造園の設計、監理、施工</p> <p>⑪ 体育、娯楽、宿泊等の施設の管理運営</p> <p>⑫ 旅館および食堂の経営</p> <p>⑬ 産業廃棄物の収集、運搬、処理</p> <p>⑭ 前各号に付帯する一切の事業 (新設)</p> <p>(2) 当社がその株式を所有する他の会社への経営指導</p> <p>(3) 前各項に付帯または関連する一切の事業</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1) 紙、パルプおよびその副産物の製造、加工ならびに売買</u></p> <p><u>(2) 合板、繊維板、その他各種建材および木材を原料とする諸品の製造、加工ならびに売買</u></p> <p><u>(3) 化学工業品の製造、加工および売買</u></p> <p><u>(4) 前各号に関連する設備機械器具類の設計、製作、売買ならびに技術指導</u></p> <p><u>(5) 木材の伐出、加工、売買および植木の生産、売買ならびに造林、製材</u></p> <p><u>(6) 各種原料、製品および環境管理に関する分析ならびに試験、検査および証明</u></p> <p><u>(7) 発電ならびに電力販売</u></p> <p><u>(8) 不動産の売買、貸借、管理、仲介ならびに鑑定</u></p> <p><u>(9) 製紙技術の研究、開発に関連する文献・資料の収集、および紙関連文化財の保存・展示</u></p> <p><u>(10) 土木、建築ならびに造園の設計、監理、施工</u></p> <p><u>(11) 体育、娯楽、宿泊等の施設の管理運営</u></p> <p><u>(12) 旅館および食堂の経営</u></p> <p><u>(13) 産業廃棄物の収集、運搬、処理</u> (削除)</p> <p><u>(14) 前各号の事業を営む会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</u></p> <p>(15) 当社がその株式を所有する他の会社への経営指導</p> <p>(16) 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p>

変更前の定款	変更後の定款
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>

変更前の定款	変更後の定款
<p>(員数) 第20条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> 第21条～第33条 (条文省略) (常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。 第35条～第46条 (条文省略) 第8章 附則 (最初の事業年度) 第47条 当社の最初の事業年度は、<u>当社の設立の日から平成20年3月31日までとする。</u> (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> 第20条～第32条 (現行どおり) (常勤の監査役および常任監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定するほか、<u>監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u> 第34条～第45条 (現行どおり) (削除) (削除) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取り扱わない。</u> 第2条 前条および本条は、<u>平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u> 第3条 本則第2条(目的)および同第19条(員数)の変更は、<u>平成22年4月1日をもって効力を生じるものとし、平成22年4月1日をもって本条を削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

取締役に安本昌司、三澤清利、石橋達彦、高野啓士、池谷修、伊藤齊、石川達紘の7氏が重任、また、三浦凡宗、梅原淳、紅林昌巳の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

前監査役宮澤均氏の補欠として、監査役に三谷充弘氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に宮澤均氏が選任されました。

第6号議案 取締役報酬等の額改定の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件が承認可決され取締役の員数が15名以内となったことに伴い、取締役報酬枠を年額450百万円（うち社外取締役50百万円）以内、また、上記金銭報酬とは別枠で、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬枠を年額75百万円（うち社外取締役3百万円）以内に改定いたしました。

以 上